

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成24年8月1日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私に対するH24.7月31日付けの「知事への提言メールに対する回答書」に関する資料及び協議内容が分る書類（〇〇〇土地改良区に関する書類含む）農村振興課、評価検査課、南部県民局農林（阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年8月14日、実施機関は、当該保有個人情報については、作成又は取得しておらず不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年8月15日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年9月20日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び平成25年3月18日付け個審第18号で照会した質問事項に対する「意見書」と題する回答（以下、「異議申立人の意見書」という。）における異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 徳島県公開条例第20条に3項基づき請求を拒否する。公文書一部公開開示拒否決定処分H24年7月27日付け（評第3050号）一部を除いて公開したが、その関係する証拠文書書類は、南部総合県民局にあると確認確定しながら、意図的に

情報公開を盤回しにして拒否している。これは正に業務怠慢越権行為である。

- (2) その関係する証拠文書書類とは、土地改良法に基づき組合員署名を提出したものであり、本来、監督指導する課として、南部総合県民局阿南農林に提出したものである。〇〇〇署名であるが、その一部を検査課は公開したものであるが、本来、〇〇〇を求める署名であり、原本署名を提出したときに二つの課に跨るので、副本コピーを代表者に控えを渡していながら、南部総合県民局阿南農林は無いとして、公開拒否したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明等を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

- (1) 異議申立人は、本件請求に係る個人情報開示請求書（文書、図画及び写真用）に保有個人情報の内容を「私に対するH24.7月31日付けの「知事への提言メールに対する回答書」に関する資料及び協議内容が分る書類（〇〇〇土地改良区に関する書類含む）農村振興課、評価検査課、南部県民局農林（阿南）」と記載している。
- (2) 異議申立人は、本件請求に際し、「自分が6月7日付けで嘆願を出してから7月31日付けで監察局が回答したメールに至るまでの徳島県が保有する〇〇〇土地改良区に関する調査資料及び報告資料について個人情報の開示請求をした。」との口頭による補足説明を行っている。
- (3) 南部総合県民局農林水産部（阿南庁舎）（以下「南部農林（阿南）」という。）は、平成24年8月1日に本件請求を受けるまで、異議申立人が「知事への提言メール」という異議申立人から監察局評価検査課に宛てた電子メール（以下、「知事への提言メール」という。）の内容さえ知らず、それに対して農村振興課と監察局評価検査課の両課から回答している事実も知らなかった。
- (4) 南部農林（阿南）は、本件請求を受けた後に、監察局評価検査課への照会により「知事への提言メール」が土地改良区に対する〇〇〇と〇〇〇に関することであって、〇〇〇に関することは農村振興課からの回答として、〇〇〇に関することは監察局評価検査課からの回答として、それぞれの業務を担当する両課が電子メールで回答したことを確認した。
- (5) 異議申立人が「知事への提言メールに対する回答書」という農村振興課及び監察局評価検査課から異議申立人に宛てた電子メール（以下「知事への提言メールに対する回答書」という。）の作成に際し、南部農林（阿南）に対する両課からの連絡は無く、回答について協議もしていない。
- (6) 実施機関は、前記（1）、（2）及び（4）に記載すること等から、本件請求に係る保有個人情報の範囲について、平成24年6月7日から同年7月31日に至るまでの間に徳島県が作成した〇〇〇土地改良区に関する調査資料、徳島県が作成した

〇〇〇土地改良区に関する報告資料，徳島県が〇〇〇土地改良区から提出を受けた報告資料及び農村振興課と監察局評価検査課が「知事への提言メールに対する回答書」（平成25年7月31日付け）を作成した起案文書一式であると特定した上で，南部農林（阿南）において当該資料等を作成し又は取得した事実無く，南部農林（阿南）には本件請求に係る保有個人情報存在しないと判断した。

2 署名の副本コピーについて

- (1) 異議申立人の意見書には「〇〇〇を求める署名であり，原本署名を提出したときに二つの課に跨るので，副本コピーを代表者に控えを渡していながら」と記載されているが，南部農林（阿南）が提供を受けたのは「嘆願」と記された書類の写しのみであり，「署名」と記された書類の写しは提供を受けていない。
- (2) 実施機関は，本件請求に係る個人情報開示請求書（文書，図画及び写真用）の記載から南部農林（阿南）において「嘆願」と記された書類の写しを対象保有個人情報として特定することはできなかったと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は，南部農林（阿南）においては本件請求に係る保有個人情報を作成又は取得しておらず不存在であると主張しているため，以下，実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

ア 本件請求に係る保有個人情報の内容は，「私に対するH24.7月31日付けの「知事への提言メールに対する回答書」に関する資料及び協議内容が分る書類（〇〇〇土地改良区に関する書類含む）農村振興課，評価検査課，南部県民局農林（阿南）」である。

イ 「知事への提言メール」は，異議申立人が，徳島県が県政に対する提言を得るためにホームページ上に設けている「とくしま目安箱」（監察局評価検査課が所管）に宛てて，平成24年6月7日から同年6月25日にかけての5回にわたり送信したものである。

ウ 「知事への提言メール」の内容は，〇〇〇土地改良区において〇〇〇が為されているとして，徳島県知事に対して「速やかに〇〇〇（〇〇〇及び〇〇〇の〇〇〇）（組合員立会の〇〇〇及び〇〇〇）〇〇〇を求める。」等の要望を行うとの内容であった。

エ 「知事への提言メールに対する回答書」は，「知事への提言メール」の内容に照らし業務担当課である農村振興課と監察局評価検査課が文案を作成し，「とくしま目安箱」を所管する監察局評価検査課が取りまとめて平成24年7月31日

付けの電子メールとして異議申立人に対して送信している。

オ 南部農林（阿南）に保管されている本件請求に際する対応記録によれば、本件請求に際し、異議申立人は、「自分が6月7日付けで嘆願を出してから7月31日付けで監察局が回答したメールに至るまでの徳島県が保有する〇〇〇土地改良区に関する調査資料及び報告資料について個人情報の開示請求をした。」との口頭による補足説明を行っている。

カ 南部農林（阿南）は、請求時において、前記アから前記オまでに記載すること等から、本件請求に係る保有個人情報の範囲について、平成24年6月7日から同年7月31日に至るまでの間に徳島県が作成した〇〇〇土地改良区に係る調査資料、徳島県が作成した〇〇〇土地改良区に係る報告資料、徳島県が〇〇〇土地改良区から提出を受けた報告資料及び農村振興課と監察局評価検査課が「知事への提言メールに対する回答書」（平成25年7月31日付け）を作成した起案文書一式であると特定している。

キ 一方、異議申立人については、異議申立書及び異議申立人の意見書の記載から、異議申立人が「〇〇〇署名」という書類を念頭に置いて本件異議申立てを行っているとは推測される。

ク 本件請求に係る保有個人情報の内容は、「私に対するH24.7月31日付けの「知事への提言メールに対する回答書」に関する資料及び協議内容が分る書類（〇〇〇土地改良区に関する書類含む）農村振興課、評価検査課、南部県民局農林（阿南）」であるが、「知事への提言メールに対する回答書」の記載には「署名」に触れた部分もあり、仮に「に関する資料」にそれも含まれると解釈すれば、異議申立人が「〇〇〇署名」という書類も本件請求に係る保有個人情報となると考えられる。

(2) 異議申立人が本件請求に係る保有個人情報であると主張する「その関係する証拠文書書類」である「土地改良法に基づき、南部総合県民局阿南農林に提出した、〇〇〇署名」の副本コピーについて

ア 異議申立人は、異議申立人の意見書に「〇〇〇を求める署名であり、原本署名を提出したときに二つの課に跨るので、副本コピーを代表者に控えを渡し（云々）」と記載しているところ、異議申立人と実施機関との双方の主張を照合すると、実際には、平成24年6月19日に南部総合県民局阿南庁舎を訪問した異議申立人が「嘆願」と記された書類を南部総合県民局企画振興部（阿南庁舎）（以下「南部企画（阿南）」という。）に対して提出し、「署名」と記された書類を南部農林（阿南）の職員に渡して監察局評価検査課への移送を依頼し、「嘆願」と記された書類の写しを南部農林（阿南）に対して提出したものと推測される。

イ また、前記のことから、異議申立人は、「嘆願」と記された書類と「署名」と記された書類とが対を成して「〇〇〇署名」を構成すると考えていたと推測される。

ウ そして、異議申立人の意見書に「原本署名を提出したときに二つの課に跨るの

で、副本コピーを代表者に控えを渡し」と記載している異議申立人の意図については、それらが対を成して「〇〇〇を求める署名」を構成する「嘆願」と記された書類と「署名」と記された書類とを、それぞれの所管課が異なるとの理由により、それぞれ別の課へ提出することを余儀なくされたため、異議申立人が「南部総合県民局阿南農林」（南部農林（阿南））の職員に「署名」と記された書類の原本を渡して監察局評価検査課への移送を依頼するに当たりもう一方の南部企画（阿南）に対して提出することとなった「嘆願」と記された書類の写しを添付したと考えるのが自然である。

エ 異議申立人は、別途徳島県情報公開条例に基づき平成24年7月13日付けで請求に係る公文書の件名を「H24.6.22日に提出した署名を提出した書類の経緯が分かる関係書類（監察局）」として公文書公開請求を行っているが、この「H24.6.22日に提出した署名」とは、異議申立人が平成24年6月19日に南部総合県民局阿南庁舎を訪問し、南部農林（阿南）に監察局評価検査課への移送を依頼し、その移送を受けた監察局評価検査課が平成24年6月22日に受付を行った「署名」と記された書類のことであり、異議申立人が当該公文書公開請求に係る請求書に「H24.6.22日に提出した署名（云々）」と請求に係る公文書の件名を記載したことからすれば、異議申立人は、本件請求に至る以前の平成24年7月13日時点では「署名」と記された書類が監察局評価検査課において保管されている事実を知っていたと考えられる。

オ また、この請求に対する平成24年7月27日付けの公文書部分公開決定通知書（評第3050号）を受け取った時点では、その記載から「嘆願」と記された書類の原本も監察局評価検査課において保管されている事実や、それと同時に、理事長の氏名、署名代表者の氏名及び印影を除く「嘆願」と記された書類に記載された情報が近日中に公開されることも知るところとなったと考えられる。

カ そして、異議申立人は、平成24年8月15日に提出した異議申立書における「4. 異議申立の理由」として「公文書一部公開開示拒否決定処分H24年7月27日付け（評第3050号）一部を除いて公開したが、その関係する証拠文書書類は、南部総合県民局にあると確認確定しながら（云々）」と記載しており、そのことからすれば、異議申立人が前記オに記載した平成24年7月27日付けの公文書部分公開決定通知書（評第3050号）を受け取り、その内容を確認したのは、本件請求に到った平成24年8月1日以前のことであったと考えられる。

キ ところで、本件請求に際しては、南部農林（阿南）のほか農村振興課及び監察局評価検査課に対しても同じ請求が為されたところ、監察局評価検査課による開示決定は、「知事への提言メールに対する回答書」の起案文書に類する「H24年7月31日付け、あなたへの回答に係る「とくしま目安箱」処理カード」を開示するというものであって「嘆願」と記された書類の原本及び「署名」と記された書類の原本は開示する保有個人情報に含めていないが、異議申立人は、そのことについて異議申立てを行っていない。

- ク 異議申立人が異議申立人の意見書に記載する「副本コピー」とは、南部農林（阿南）が異議申立人から提供を受けたとする「嘆願」と記された書類の写しであると考えられるが、「嘆願」と記された書類の原本が開示されなかったことには異議申立てを行わず、その写しが開示されなかったことについてのみ異議申立てを行うということは不自然である。
- ケ また、南部農林（阿南）の主張によると、本件請求に際する口頭での補足説明において、異議申立人から「嘆願」及び「署名」について開示請求を行いたいとの意思表示は無かったとのことである。
- コ 以上のことから、異議申立人が本件請求当時から南部農林（阿南）に保管されている「嘆願」と記された書類の写しの開示を求めていたとは認められない。
- サ そして、異議申立人が異議申立書や異議申立人の意見書において実施機関が「嘆願」と記された書類の写しを本件請求に係る保有個人情報として特定しなかったことを理由に挙げていることについては、前記カで引用したが、別件公文書公開請求との混同が顕著であって、後付けの理由であると考えられる。
- (3) 実施機関による本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について
- ア 南部農林（阿南）は、本件請求に際し異議申立人が「自分が6月7日付けで嘆願を出してから7月31日付けで監察局が回答したメールに至るまでの徳島県が保有する〇〇〇土地改良区に関する調査資料及び報告資料について個人情報の開示請求をした。」との口頭による補足説明を行ったと言うが、件名を「7月31日付けで監察局が回答した〇〇〇土地改良区に係るメールに対する調査資料及び報告資料の個人情報開示請求」とする対応記録が残されており、それは上司の決裁にも付されており、その記載内容には実施機関や異議申立人から提出された各種資料に記載された内容と照合しても不自然な点はないと認められる。
- イ 南部農林（阿南）は、平成24年8月1日に本件請求を受けるまで、「知事への提言メール」の内容さえ知らず、それに対し農村振興課と監察局評価検査課の両課から回答している事実も知らなかったと言うが、「知事への提言メール」に記載された要望の内容が南部農林（阿南）が所管する業務内容の範囲外であることからすれば、その言い分に不自然な点はないと認められる。
- ウ 実施機関は、南部農林（阿南）においては、異議申立人が「資料及び協議内容が分る書類」という書類を作成し又は取得した事実無く、本件請求に係る保有個人情報は存在しないと判断したと主張するが、南部農林（阿南）が本件請求に係る保有個人情報であると解釈していた平成24年6月7日から同年7月31日に至るまでの期間に徳島県が作成した〇〇〇土地改良区に係る調査資料、徳島県が作成した〇〇〇土地改良区に係る報告資料、徳島県が〇〇〇土地改良区から提出を受けた報告資料及び農村振興課と監察局評価検査課が平成24年7月31日付けの電子メールによる回答を行った際の起案文書の類一式の範囲に限れば、南部農林（阿南）が所管する業務内容との対比において、その主張に不自然な点はないと認められる。

エ しかしながら、本件請求に際し異議申立人は、個人情報開示請求書に保有個人情報の内容を「私に対するH24.7月31日付けの「知事への提言メールに対する回答書」に関する資料及び協議内容が分る書類（〇〇〇土地改良区に関する書類含む）農村振興課、評価検査課、南部県民局農林（阿南）」であると記載しているものであり、この請求書の記載のみから判断すれば、そして、「関する」を広義に解釈すれば、およそ「知事への提言メールに対する回答書」に係る資料は、その一切が本件請求に係る保有個人情報となるのであって、回答書を作成するためにそれを直接用いた資料はもとより、例えば、「知事への提言メールに対する回答書」の中で少しでもその存在に触れられていれば、それも該当すると解釈することができる。

オ この点、「知事への提言メールに対する回答書」には「この度、あなたが代表となって県に頂いた検査の請求については、別途、あなた宛に文書で審査結果を送付したとおりです。」との記述があり、ここでいう「県に頂いた検査の請求」に係る書類とは異議申立人の意見書でいう「〇〇〇を求める署名」のことであって、すなわち「嘆願」と記された書類と「署名」と記された書類のことである。そして、「知事への提言メールに対する回答書」は、農村振興課と監察局評価検査課が南部農林（阿南）とは連絡を取り合うことも回答書の作成について協議することもしないままその文案を作成したものであるから、その中で触れた「県に頂いた検査の請求」に係る書類のうち「嘆願」と記された書類とは、回答書の作成者が意図するところは、監察局評価検査課が保管し、検査請求の要件を満たしているかどうかの審査に用いた原本であって、南部農林（阿南）が保管する「嘆願」と記された書類の写しではないと考えられる。

カ そして、南部農林（阿南）には、異議申立人から提供を受けた「嘆願」と記された書類の写しが存在するにしても、実施機関がそれを本件請求に係る保有個人情報として特定しなかったことは、妥当性を欠くとは認められない。

(4) 請求書の補正の必要性について

ア 本件請求に係る保有個人情報開示請求書に記載された保有個人情報の内容には「関する」という表現が含まれているが、この「関する」という表現には、開示請求の対象範囲が広範かつあいまいに過ぎ、請求に係る保有個人情報を特定したとは言えなくなるおそれがつきまとう。

「関する」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかが記載からは明らかでない場合は、特定が不十分であると考えられる。

イ 条例においては、第14条第1項の規定により、開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、開示請求に係る個人情報取扱事務の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項等を記載した請求書を提出しなければならないことを規定している。また、同条第3項の規定により、実施機関は、同条第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に

対し相当の期間を定めてその補正を求めることができることと、この場合においては、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないことを規定している。さらに、第15条の規定により、実施機関は、開示請求が不適法であって、その不備を補正することができないときは、開示請求を拒否することができることを規定している。

ウ 本件請求において、実施機関は、開示請求書の文面上の「関する資料」という記載だけでは開示請求の対象の範囲が広範かつ曖昧であるところ、請求内容の文面を変えて「関する」の部分をもっと狭く特定しなくても口頭による補足説明を通じて対象範囲を絞り込むことで請求に係る保有個人情報を特定することができたので開示請求書の補正を求めなかったのであるが、このことが妥当性を欠くとは認められない。

2 付言

本件請求においては、開示請求書に記載された保有個人情報の内容と請求を受けた実施機関の理解との間に齟齬は生じていなかったのであるが、文面上は、請求者がそれ以上のものを求めていると解される余地があるので、補正までは求めないにしても、後々疑義が生じないよう、請求内容と実施機関の理解との間に齟齬がないことを明確にするため、よりの確に記録するよう努めるべきであった。当審査会は、今後、同種の事案に接しては、このような取り組みを徹底するよう実施機関に望むものである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成24年 9月20日 | 諮 問 |
| 10月19日 | 実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成24年12月17日 | 審 議（第48回審査会） |
| 平成25年 1月28日 | 実施機関からの口頭理由説明，審議 （第49回審査会） |
| 3月 1日 | 審 議（第50回審査会） |
| 5月23日 | 審 議（第51回審査会） |
| 6月28日 | 審 議（第52回審査会） |

| | |
|--------|---------------|
| 8月22日 | 審 議 (第53回審査会) |
| 9月27日 | 審 議 (第54回審査会) |
| 10月23日 | 審 議 (第55回審査会) |